

## 丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会設置要領

丸亀市健康福祉部高齢者支援課

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、医療、介護、介護予防、生活支援等の関係者が連携し、丸亀市にふさわしい地域包括ケアシステムの推進に関する事項を協議するため、丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、検討を行う。

- (1) 在宅医療及び介護連携に関すること。
- (2) 介護予防及び生活支援サービスに関すること。
- (3) 認知症施策の推進に関すること。
- (4) 地域ケア推進会議に関すること。
- (5) その他、地域包括ケアの推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、専門的協議を行うために、医療・介護連携推進部会、生活支援・予防部会の2つの専門部会を設置する。

2 協議会及び専門部会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉介護関係者
- (3) 地域関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 協議会には、会議に応じて次のとおり座長を置く。

- (1) 協議会の座長は、丸亀市健康福祉部長をもって充てる。
  - (2) 専門部会の座長は、丸亀市健康福祉部高齢者支援課長をもって充てる。
- 2 座長は、会議を総理し、会議を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が必要に応じて召集する。

(関係者の出席)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、丸亀市健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センターにおいて行う。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、最初に召集すべき協議会の会議は、市長が招集する。